

令和3年度久慈市体育施設通常利用調整申込み要領（変更後）

変更 令和3年2月22日

1 趣旨

体育施設を有効利用していただくため通常利用に係る利用の調整を行い、効率的な運営を図る。

2 対象施設及び対象者

久慈市民体育館、久慈市第二体育館、久慈市民庭球場、久慈市民柔剣道場及び久慈総合運動場（テニスコート含む）の貸切利用を希望する利用者（団体）

3 調整期間

令和3年4月～令和4年3月

※4月から12月まで新型コロナウイルスのワクチン集団接種会場として利用予定であるため、4月から12月までの期間を特別の調整期間とします。

※総合運動場及び市民庭球場は4月～11月までとなります。

*「特別調整とは」

特別調整とは、令和3年4月から12月まで久慈市民体育館1階部分（メインアリーナ、会議室、選手役員控室）が新型コロナウイルスのワクチン集団接種会場として利用されることに伴い、他の対象施設（第二体育館など）を含めた利用調整を行うことにより限られた体育施設を有効活用できるよう利用者からの利用調整申込に応じて特別に調整することをいう。

※開場は積雪等の状況により遅れる場合があります。

4 申込方法及び調整手順

①【体育施設利用調整申込書兼利用許可申請書】に必要な事項を記入し、下表の受付期間内に申込みしてください。ただし、4月から12月までの間は、特別調整用の利用調整申込書を提出してください。

なお、FAX、メールにファイル添付も可とします。

② 当協会にて調整を行います。

③ 利用調整終了後は、その結果表を作成し、下表の配布予定日に各施設に配架します。また、久慈市体育協会ホームページに掲載します。

④ 利用調整会議については、必要に応じて開催する場合があります。

<受付期間／利用調整結果表配布予定日>

利用予定月	利用調整申込受付期間 (特別調整申込を含む)	利用調整結果表利用 配布予定日
令和3年4月分	3月1日(月)～7日(日)	3月13日(土)
5月分	4月1日(木)～7日(水)	4月14日(水)
6月分	5月1日(土)～7日(金)	5月13日(木)
7月分	6月1日(火)～7日(月)	6月13日(日)
8月分	7月1日(木)～7日(水)	7月14日(水)

9月分	8月1日(日)～7日(土)	8月13日(金)
10月分	9月1日(水)～7日(火)	9月13日(月)
11月分	10月1日(金)～7日(木)	10月14日(木)
12月分	11月1日(月)～7日(日)	11月13日(土)
令和4年1月分	12月1日(水)～7日(火)	12月13日(月)
2月分	1月5日(水)～11日(火)	1月17日(月)
3月分	2月1日(火)～7日(月)	2月13日(日)

※1 月の利用日をまとめて1枚に、利用日ごと数枚に分けて申込みのどちらでも可。

※2 利用料の納入について

月ごと・・・1カ月分まとめて支払い。(※)

(※) 各月の最初の利用日に納めていただくようお願いします。

日ごと・・・利用日ごとの支払い。

※3 利用調整後の施設利用の申込受付は、随時先着順により受付します。

※4 久慈市民体育館、久慈市第二体育館の利用調整にあたっては、利用申込が多数ある場合、1団体・1利用当たり・2時間までの利用時間等の調整を行うことがあります。ただし、全市的な大会等や全国大会・東北大会・岩手県大会の予選大会等に利用する場合は、この限りではないものとします。

5 提出先及び問合せ先

〒028-0023 久慈市新中の橋4-13-3

久慈市民体育館内

一般社団法人久慈市体育協会事務局

電話 0194-61-3353 FAX 0194-52-2232 E-mail taikyo@kuji-sports.jp

6 申込上の留意事項

① 利用調整後において、久慈市及び久慈市教育委員会の事業等が開催される場合、市の事業等が優先されますので、予めご了承ください。

② 利用調整後、頻りにキャンセルがある場合、その利用者(団体)は翌月の調整を行わない場合がありますのでご注意ください。

③ 希望の日程に調整されない場合がありますので、予めご了承ください。

④ 体育施設を初めて貸切利用する場合は、『利用者登録』が必要です。また、登録内容(代表者・連絡担当者・住所等)に変更がある場合、『利用者登録の変更』が必要ですので手続きしてください。

⑤ 料金等、詳細については久慈市民体育館までお問合せください。